

## 酪農教育ファーム推進委員会設置要領

平成28年 3月31日  
酪農教育ファーム推進委員会

### 1. 目的

酪農生産現場である牧場を舞台にし、そこに生きる動物や植物、牧場で暮らし生産活動を営む人々との交流を通じた教育活動は、学校教育や地域の教育的活動の中から、また酪農生産現場の中から、自然発生的に生まれ、全国的な広がりを見せて来ている。

こうした各地域の取組（酪農教育ファーム）は、子供たちが主体的に学ぶ、小学校教育への「総合的学習」の導入を契機に全国的な広がりを見せたが、現在、政府においては、今後の教育改革の方向性として「より多くの人々が社会的・職業的に自立し、たくましく生き抜いて行けるよう、「真の学ぶ力」を身に付け、生涯にわたり学び続けることが必要」とされており、今後、小学校教育のみならず、中学・高等学校教育、生涯学習の観点からも酪農の教育的な面での価値・ニーズは高まるとともに、多様化して来ることが想定される。

また、国内牛乳製品市場は、昨年10月にTPP交渉が大筋合意を迎えるなど、今後、一層、国際化が進展して行くことが見込まれる。こうしたなか、国内酪農経営の持続的な展開を実現して行くためには、各地域における酪農教育ファームの取組を推進し、「酪農」と言う産業が、「生活者」にとって身近な存在であること、また「酪農」と言う産業への理解醸成を図って行くことが益々重要になる。

このため、以下により「酪農教育ファーム推進委員会」を設置し、各地域での酪農教育ファームの取組を推進する。

### 2. 推進委員会が推進する「酪農教育ファーム」

推進委員会が、推進する「酪農教育ファーム」とは、各地域における『酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する』ための取組とする。

### 3. 推進委員会の活動内容

推進委員会は、以下の活動を実施する。

- (1) 学校教育及び地域教育等における「酪農教育」プログラム及び教育ツールの研究・開発とその普及・啓発活動
- (2) 「酪農教育ファーム認証制度」及び「酪農教育ファームファシリテーター認証制度」の運用、普及・啓発活動

- (3) 酪農教育ファーム認証牧場等における教育プログラムの研究・開発、指導・実施マニュアル、支援ツール等の作成、提供。
- (4) 酪農教育ファーム認証牧場等での取り組みの普及・啓発活動
- (5) 酪農教育ファームに係る国内外の情報収集及び関係機関等の協力・連携、収集情報等の啓発・普及活動
- (6) その他、酪農教育ファームの推進に必要な事項

#### 4. 推進委員会の構成

推進委員会は、全国段階及び地域段階におくこととし、それぞれの構成は、以下のとおりとする。

##### (1) 全国推進委員会

以下の者より構成することとし、一般社団法人中央酪農会議が委嘱することとし、その任期は2年間とする。

- ① 教育関係者
- ② 酪農家
- ③ 酪農関係組織役・職員
- ④ 学識経験者

##### (2) 地域推進委員会

以下の地域に設置することとし、委員の構成、開催・運営については、それぞれの地域毎に定めることとする。

- ① 北海道    ② 東北    ③ 関東    ④ 北陸    ⑤ 東海
- ⑥ 近畿    ⑦ 中国    ⑧ 四国    ⑨ 九州

#### 5. 推進委員会の開催・運営

- (1) 推進委員会は、年1回の定例会議を開催するほか、必要に応じて開催する。
- (2) 推進委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選により選任する。
- (3) 推進委員会の議事は、委員長が進行することとし、委員長不在の場合は、副委員長がこれに当たる。
- (4) 推進委員会の事務局は、一般社団法人 中央酪農会議に設置する。

#### 6. その他

- (1) 本要領の改正は、全国推進委員会の協議により行う。
- (2) 上記のほか、推進委員会の運営等に必要な事項は、中央酪農会議会長が別に定めることができる。